

(第47号議案)

中野区職員の給与に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第21条 (略)			第1条～第21条 (略)		
附則 (略)			附則 (略)		
別表第1～別表第7 (略)			別表第1～別表第7 (略)		
別表第8 (第20条の5関係)			別表第8 (第20条の5関係)		
滞 在 す る 期 間	滞 在 す る 公 用 の 施 設 又 は こ れ に 準 ず る 施 設 ( 1 日 に つ き)	滞 在 す る 公 用 の 施 設 又 は こ れ に 準 ず る 施 設 ( 1 日 に つ き)	滞 在 す る 期 間	滞 在 す る 公 用 の 施 設 又 は こ れ に 準 ず る 施 設 ( 1 日 に つ き)	滞 在 す る 公 用 の 施 設 又 は こ れ に 準 ず る 施 設 ( 1 日 に つ き)
30日以内の 期間	3,970円	6,620円	30日以内の 期間	3,970円	6,620円
30日を超え 60日以内の 期間	3,970円	5,870円	30日を超え 60日以内の 期間	3,970円	5,870円
60日を超え る期間	3,970円	5,140円	60日を超え る期間	3,970円	5,140円
備考			備考		
1 (略)			1 (略)		
2 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する <u>旅館・ホテル営業</u> の施設以外の施設をいう。			2 この表において「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する <u>ホテル営業又は旅館営業</u> の施設以外の施設をいう。		
附則			附則		
この条例は、 <u>公布の日から施行する。</u>			この条例は、 <u>公布の日から施行する。</u>		